お

私(お申込者)は、裏面の「個人情報の取得・利用・提供等に関する条項」 及び「契約条項(お申込みの内容)」に同意の上、申込みをします。

サインまたは プロトリオN

お客様がお申込 される会社名(乙)

日本賃貸保証株式会社 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

1枚目

申込書(法人様控)

契約締結日	西暦			
保証料受領日)		年	月	日

		太枠内に	漏れなくご記入ください	。チェックフ	ボックスには№	√をご記入く	ださい。	貞貝休記	止安計	甲込書()	去人戶	刊)			(保証料	文'限口/	年	月
[-	· 月	フリガナ会社名 代表者名 丁本				··· 契約書に ご捺印 ください。	業 主業内 電番				代理店	代理店名電話番号FAX番号	〒169-0075 東京都新	会社ラー ^{宿区高田馬場} 6908-9182 f	3-16-2-10)1	担当者 氏 名 (管理ソフト) 顧客番号)	
リオ		世社					FAX 番号					代理店 コード		13A - G953	45		保証番号	
	4	ご フリガナ	+				所属					契約年数		初回保証料率		初回保証料		
ļ.	- I						役 職					(更新)	年毎	(毎月支払総額×)	%	今茄		
记者	L F	新生地 財務地					電話番号 FAX番号											
l		資本金	万円	年商		万円	従業員数		上場[□上場 □非上場		I						
ı		取引銀行		主要 取引先			設 立	西暦	年	月 日		物件用途	□住居用	□事業用 □駐	車場 □その)他(
	転居理由 → 法人の場合、賃貸借契約上の『連帯保証人』または『連名契約』が必要となります。会社代表者様もしくは入居者様でお願いします。 →						± ₫ 。 .l.		物件名称						号			
会	1 1	カリガナ 名 □連帯保証人										所在地	Ŧ					
衬	է Ի	性別	□男□女 生年月日 ♂	5暦	年	□連名契約 月	携帯電話	1(才)	国籍		内容	敷 金			円	家 賃		
代表		= = =					お住い	□賃貸 □社宅		「有 □家族所有	等	礼金				管理費 ② 共益費		
表者		訓					ご家族	□独身(家族別居)				保証金			円馬	主車場 ③		
\subseteq	,	居住年数	年 ヶ月	月収		万円		□既婚・子供なし				敷引			円 (その他 (4)		
ا ک	-	フリガナ	お名前		性別 □男 □男	続柄 西暦	生年月日	年	携帯電話	・自宅電話			月支払総 長送金手数	額の他に、 料がかかりま [*]	4/	月支払 (1)+② (3)(3)(3)(4)(3)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)	2+3+4	
居者	<u> </u>	フリガナ		□連名		西暦	月	日 才			※毎月の約定日「毎月27日(土日・祝日は翌営業日)」に引 ※引落日前日までにお支払口座にご入金ください。(当日)円(税別)がかかります
L					□女		月	日才						書をご使用し				7 / 1
₩Ф	うち	よ銀行又は	はゆうちょ銀行以外の金融機関	目のどちらかる	をご指定ください	,1,	M	うた 上銀 行 円 点	スの全副機	関		こ芸	と 利時に	再度ご記入し	ハたたさ	まり。予	めご」	ぎく たさい。

お申込者様には、お申込受付後、お申込確認を下記番号よりご連絡いたします。

爾音確認専用 **60120-641-060** ※ご都合によりJIDからの電話にお出になれない場合は、上記審査専用ダイヤルまで折り返しご連絡ください。 ※また、ショートメールサービスにより、お申込者様へご連絡依頼のお知らせをお送りする場合がございます。

┆ 日本賃貸保証株式会社 〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

個人情報の取得・利用・提供等に関する条項

第1条(利用節用)

日本賃貸保証株式会社グループ(以下「乙」という)は、お客様(賃借人、以下 という)から賃貸保証委託契約(以下「本件委託契約」という)のお申込時 (含む契約時) に取得した以下の情報 (以下「個人情報」という) を、関連する 業務や情報提供(賃貸保証業務、会員専用通信販売業務、生活支援融資資金貸付 サービスなど)を確実・円滑に遂行することを目的として利用させて頂きます。

(1) 個人情報について 乙所定の申込書に甲が記載した氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・勤 務先・メールアドレス・家族構成・住居状況等の「属性情報」(含む、本件 委託契約締結後に乙が、甲及び緊急連絡先人から通知を受ける等により知り 得た「変更情報」)

本件委託契約に関する契約の種類・申込日・契約日・商品名・毎月の家賃・ 家賃支払方法等の「契約情報」

本件委託契約に関する月々の家賃等の支払状況・履歴等の「取引情報」

甲が申告した内容、及び緊急連絡先人の氏名・年齢・生年月日・住所・電話 番号等の「支払能力判断のための情報」

(2) 個人情報の提供について 乙は、賃貸保証業務及び関連する業務について、甲へ適切かつ正確にサービ スを提供するために、以下の通り、個人情報の一部または全部を第三者に提 供します。

【業務委託に伴う個人情報の提供について】

以下のグループ会社に賃貸保証に関連する集送金業務を委託します。集金業務に 際しては、甲の口座番号等を金融機関に提供することがあります。

ジェイアイディ総合管理株式会社 名

千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

電話番号:03-4232-2510 個人情報保護管理者:取締役

ホームページアドレス: http://www.jids-net.co.jp/

【その他の個人情報の提供について】

本件委託契約を締結された甲に対し生活支援に関するインターネットを利用した 通信販売及び各種情報提供、生活支援融資資金貸付サービスに関する情報提供を 行うため、以下の情報を後記のグループ会社に提供します。 提供する情報・・・氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、契約日、契約期間。

なお、乙は、上記内容について、甲のうち同意を得られた者の個人情報のみを提 供します。

通信販売及び各種情報提供する会社

名:株式会社ホームマイスター24所:千葉旦大田油土田島町

千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

雷話番号: 03-4232-2526

個人情報保護管理者:取締役

ホームページアドレス: http://homemeister24.com/

生活支援融資資金貸付サービス提供する会社

名:ジェイアイディ総合管理株式会社 所:千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

電話番号: 03-4232-2510

個人情報保護管理者:取締役 ホームページアドレス: http://www.jids-net.co.jp/

第2条 (個人情報の取得・利用同意)

甲は、個人情報を乙が取得・利用することに同意します。 甲は、本人確認のために、乙が甲の運転免許証・パスポート等の証明書の記載内

容を確認(含む、写しの入手)することに同意します。 こより甲に対し、賃料等未納や提出書類の不備等のご通知事項がある場合に、S MS通知サービスを利用してメールを送ることに同意します。なお、H25年9 月以降、同サービスを利用する際、 a u携帯の安心ブロック設定に関らずSMS 内に電話番号やURLを入れてお届けします。

第3条 (個人情報の与信関連業務以外の利用・提供等の同意)

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかの場合に第1条に定める個人情報を利用すること に同意します。

(1) 宣伝物・印刷物の送付、メール配信・電話告知など、甲向け営業活動等のた

めに利用する場合。 (2) その他、販売活動・甲向け営業活動のために利用する場合。

(3) 賃料等未納や提出書類の不備等のご通知事項がある場合。 2. 甲は賃貸人、及び集金者が甲との賃貸借契約更新・管理等を目的に第1条に定め る個人情報を乙から提供を受け利用することに何ら異議なく同意します。

第4条(提携先及び個人信用情報機関への利用の同意)

1. 甲は、乙が甲の支払能力の調査のために、乙の提携先に照会し、甲の申込情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。

第5条(家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用) 1. 甲は、乙が甲への与信または与信後の管理のために、甲に関する個人情報につい てこの加盟する家賃債務保証情報取扱機関に照会すること、及び甲に関する個人情報が登録されている場合にこがそれを利用することに同意します。

2. 甲は、本件委託契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が乙の加盟する 家賃債務保証情報取扱機関に以下の表に定める期間登録され、乙の加盟する家賃 債務保証情報取扱機関の会員により甲の賃料等の支払能力に関する調査のために 利用されることに同意します。

登録情報	登録期間					
氏名、生年月日、住所、電話番号等の本 人情報	下記のいずれかが登録されている期間					
本件委託契約に関する申込をした事実	乙が家賃債務保証情報取扱機関に 照会した日から6ヶ月間					
本件委託契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後債務が なくなってから5年間					

- 3. 家賃債務保証情報取扱機関に登録する情報は、以下の事実です。 (1) 甲の氏名、生年月日、住所、電話番号、月額賃料等
 - (2) 甲の滞納額
- (3) 甲・乙間または甲・賃貸人間の係争事実

第6条 (個人情報の提供等の同意)

甲は、乙が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、債権回収会社に債権回収の 委託(含む、債権譲渡)をする場合、第1条により取得した個人情報を債権回収会社に提供することに同意します。

第7条(個人情報の開示・訂正・追加・削除)

う請求する事が出来るものとします。 (この開示により、情報内容が不正確、または 誤りであることが判明した場合には、乙はこの結果に基づいて速やかにその訂正、追 加または削除に応じるものとします。)

第8条 (本条項不同意の場合の措置)

- ○米(本米項が同意の場合の相談 甲的本件を託契約において必要な記載事項(本件委託契約書表面で記載すべき事項)の記載を希望しない場合、及び本条項の内容の全部、または一部を承認出来 ない場合は、乙は本件委託契約を提示する場合があるものとします。但し、本条 項の第3条1項に同意しない場合は、これを理由に乙が本件保証委託契約を拒否
- 賃貸人またはその代理人が、別途「保証約款」に定める個人情報の取得・利用・ 2 提供等に不同意の場合は、乙はこれを理由に本件委託契約を拒否する場合がある ものとします。

第9条 (審査結果の連絡)

甲は、乙が甲からの申込に基づき、乙が審査した審査結果を取次会社または賃貸人に 通知することに同意します。なお、乙は甲及び取次会社または賃貸人に対し、審査結 果に関する理由等は開示しません。

第10条 (個人情報の管理)

スパータス (個人情報の目生) こは、その管理下にある個人情報の紛失、誤用、改変を防止するために、適切なセキュリティー対策の実施に努めます。個人情報は権限を持つ利用者のみがアクセス出来 る安全な環境下に保管するよう努めます。

第11条 (問合せ窓口及び個人情報保護管理者)

個人情報の開示・訂正・追加・削除に関する請求窓口、及び個人情報に関するお問合 - ペンノこします。 名:日本賃貸保証株式会社 所:千葉県大事法十二 せは下記の通りとします

社

千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

電話番号: 03-4232-8080

個人情報保護管理者:取締役

賃貸保証委託約款

私 (賃借人・以下「甲」という) と日本賃貸保証株式会社 (以下「乙」という) は 表面記載物件 (以下「本物件」という) に関する原賃貸借契約 (一時使用契約・利用 契約を含む、以下「原賃貸借契約等」という) に基づく甲の賃貸人に対する債務につ 賃貸保証委託契約(以下「本件委託契約」という)を締結します。

第1条(賃貸保証の委託) 第一末、貿員标証が全航 一本件委託契約は原賃賃借契約等に基づいて発生する債務について、甲は乙に対し 連帯保証することを委託し、乙はこれを受託します。本書は、「保証番号のご通 知」により、乙から甲に通知された承認番号が記載されていない場合、及び同通

- 知書に記載された承認番号と異なる番号が記載されている場合には、これを無効
- 2. 甲が法人の場合には、甲の代表者または入居者・使用者・利用者が原實貧借契約等の連帯保証人であるときに限り、本件委託契約を締結することが用来ます。但し、この場合でも、乙が甲の代表者または入居者・使用者・人用用者による連帯保 証人を不要とする旨を認めたときは、この限りではありません。
- 3. 賃貸人またはその代理人が本物件を第三者に売却した場合、本件委託契約は終了 します。但し、新賃貸人及び乙が保証約款につき同意した場合は、本件委託契約 を継続することが出来ます。

第2条(保証料)

- 甲は、表面記載の保証料を表面記載の方法により、乙に支払います。
- 保証料を表面記載の毎月支払総額に保証料率を乗じて算出する場合において、契 約期間内に表面記載の毎月支払総額が30,000円以上増額された場合には、 では甲に対し、増額分に相当する保証料(差額に保証料率を乗じて算出する)を 追加保証料として請求することができるものとします。 賃貸人は、保証料支払債務を甲に代わって支払うことが出来ます。この場合、こ
- れに基づく求償権を甲に対して行使しないものとします。 4. 原賃貸借契約等が中途解約され、本件委託契約が解約された場合でも、甲は保証 料の返還を請求しません。

第3条(本件委託契約の成立) 本件委託契約は、甲及び賃貸人または賃貸人代理人が本書を締結し、甲が保証料を支 払ったときに、本件委託契約は成立します。

第4条 (保証の範囲)

乙は、次の各号に該当する債務について甲と連帯して保証します。但し、原賃貸借契 約等に明記されていることが条件となります。

- (1) 原賃貸借契約等に基づいて発生した家賃・共益費・管理費・駐車場使用料・ 変動費等(以下「賃料等」という)。但し、本件委託契約書に明記されてい るものに限ります
- (2) 原賃貸借契約等の解除後における本物件の明渡し義務不履行によって生じた (2) 原貝貨自大約等の帰跡は13パ3分型の中心的成と数分が限別によってませた。 質料等相当損害金。但し、第5条2項の明度上先了の日を以って質料等相当 損害金に対する保証は終了します。なお、明渡月の日割質料等を計算する場 合は、明渡月の実日数を分母に計算するものとします。 (3) 原賃貸借契約等解除後、本物件に動産類 車両も含む)がある場合、その搬
- 運搬、保管、処分に要した費用。
- (4) 前各号の債務の履行に関し、訴訟等の法的手続きに要した費用。
- (5) その他、乙が相当と認めたもの。

第5条(契約期間)

- 1. 契約期間は、契約始期日より、契約年数満了の日までとします。更新の場合も同
- 2. 原賃貸借契約等が終了し、明渡しが完了した場合には、本件委託契約は終了します。 本件委託契約期間中の契約期間の変更は認められません。但し、乙が承認した場 合はこの限りではありません。
- 4. 正当事由の有無に関わらず賃貸人が甲に対し更新拒絶の通知をした場合には、本件委託契約は期間満了を以って終了します。

第6条 (保証内容の変更)

- 1. 本件委託契約の内容に変更が生じた場合は、甲は乙に対し速やかにその変更内容 を届け出なければなりません。
- 2. 前項によって届け出られた内容につき、乙が承認した場合には、本件委託契約は 届け出通りに変更されます。

第7条 (本件委託契約の更新)

- 1. 原賃貸借契約等が更新されるときには、本件委託契約も自動的に更新されるもの とします。但し、正当事由の有無に関わらず、賃貸人が甲に対し更新拒絶の通知をした場合、または賃貸人が乙による保証を不要とする旨の意思を表明した場合 には、本件委託契約は期間満了を以って終了します。なお、第三者が保証料を支払った場合には、甲は、これに対して異議を述べないものとします。
- 甲は、乙に取得されている自己に関する個人情報を乙の所定の方法により開示するよ 2. 甲は、更新後の保証料を、本件委託契約締結時に定めた方法で、預金口座振替規

- 保証料の領収書は、自動振替扱いのため乙は原則発行しません
- 5 本件委託契約を更新する場合、本件委託契約の内容の変更が認められない場合も あります。 甲は乙に対し、契約満了月の末日までに更新保証料を支払わなければならないも
- 6. のとします。甲が更新保証料の支払を遅滞したときは、甲は乙に対し、その額及びこれに対する年14.6%の割合による遅延損害金並びに請求のために要した 費用を支払わなければならないものとします。

第8条 (定期借家契約)

本物件が定期借家契約の場合は以下の通りとします。

- 原賃貸借契約等が転貸を認める場合でも、本件委託契約は入居者・使用者・利用 者が変更した時点で終了します。
- 原賃貸借契約等が中途解約を認めない場合でも、甲が賃貸人または第三者に本物 件を明渡した日を以って本件委託契約は終了します。この明渡した日以降、賃料 等及び賃料等相当損害金は発生しないものとします。
- 賃貸人または賃貸人代理人が原賃貸借契約等期間満了の事前通知義務を怠ったた めに、契約終了日が延期された場合であっても、第5条の契約期間満了日を以っ て本件委託契約は終了します。
- 定期借家契約が再契約型の場合は、第7条の更新と同様の扱いとします
- 原賃貸借契約等が賃借期間の延長を認めていない場合において、再契約をする場合は新規申込と同様、乙指定の「賃貸保証委託申込書」を乙に送付した上で審査承認 を得なければ保証は発生しません。但し、乙は当該申込を拒絶することが出来ます。

第9条 (保証債務の履行)

甲が原賃貸借契約等に基づき発生する債務の履行の全部または一部を遅延したため、 乙が賃貸人から保証債務の履行を求められたときは、甲及び入居者・使用者・利用者 から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した後、甲に対して事前に通知をす ることなく弁済することが出来ます。

第10条 (求償権の範囲)

- 1. 乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁 済の日から年14.6%の割合による遅延損害金並びに弁済のために要した費用
- を支払わなければならないものとします。 前項に加えて、甲は乙に対し、甲に対する求償権の実行または保全のために要した費用を支払わなければならないものとします。
- 明渡しに関わる費用を乙が負担した場合も、前項と同様とします。

甲について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は保証債務の履行前であっても甲に対し、事前に求償権を行使することが出来るものとします。

- (1) 甲が破産手続き開始の決定を受け、かつ、原賃貸借契約等の賃貸人がその破 産財団の配当に加入しないとき。
- (2) 原賃貸借契約等に基づく債務が弁済期にあるとき。

第12条(敷金・保証金等の預り金の取扱い) 原賃賃借契約等に基づいて甲が賃貸人に預託した敷金・保証金等については、本物件 原明康し売了後、甲の未私賃料等及び原状回復費用に充当した後、さらに余りがある ときは、甲が乙に支払うべき未払いの債務に充当されるものとします。

第13条 (債権譲渡)

甲は本件委託契約に基づき乙が第10条により取得する求償権を乙指定の会社に譲渡 することを予め承諾します。

第14条 (勤務先等への連絡)

- 甲は、乙が甲の居宅または携帯電話の電話番号に連絡をしても甲に連絡が取れな い場合、乙が甲の勤務先または緊急連絡先に対し、甲の所在その他連絡方法を問 い合わせすることについて予め承諾します。
- 甲並びに緊急連絡先の個人または団体は、前項による乙からの問い合わせについ て、乙に対し、名目の如何を問わず損害賠償その他一切の請求をすることは出来

第15条(本物件内の立ち入り) こは、法令上認められている場合、または、甲について身体の異常その他緊急の事態 が発生した可能性がある場合には、甲の承諾なしに室内に立ち入ることが出来ます。

甲が、原賃貸借契約等に基づいて発生した賃料等を滞納したとき、甲は乙に対し速や な措置は講じないものとします。

第一は、原質指契約等の解除後、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、本物件の明度しが成立したとみなすことに同意します。 (1)電気・ガス・水道の利用状況、郵便物の状況等から、甲が本物件において通

- 常の生活を営んでいないと認められるとき
- (2) 本物件の鍵が賃貸人に返却されたとき、または本物件の室内外に置かれ、明 渡されたことが認められるとき。

第18条 (動産類の扱い)

- 2. 前項の場合において、対残置動産(車両も含む、明らかなゴミ類は除く)を保 する場合において、経営開始後1ヶ月以上経過したときは、乙は甲に対し、事前に通知 することなくこれを処分または譲渡することが出来ます。
- 3. 1項及び2項に関して発生する一切の費用は甲の負担とします。

第19条(原賃貸借契約等の解除) 法令上認められている場合または賃借人の合意がある等の正当事由がある場合は、乙

は甲に代わり原賃貸借契約等を解除することが出来ます。

第20条 (賃借権の承継)

- 1 甲の死亡等により債務の履行が出来なくなった場合について賃借権を正当に承継 した同居者あるいは親族がいる場合は、契約期間終了まで当該承継人との間で本 件委託契約は継続します。
- 前項に基づき賃借権を承継した者は、賃貸保証委託契約を再度締結しなければな りません。また、乙が賃料等の集金、送金を行う商品については、賃借権を承継 した者は乙に対し、別途、自身の名義の預金口座振替依頼書を提出しなければな りません

第21条 (集金、送金、保証金の前払い) 1. 甲が原賃貸借契約等に基づいて賃貸人に支払う賃料等の集金・送金業務は、乙か

定に基づく、自動引落により支払います。
3. 乙は本件委託契約の更新を不相当とする事由が認められる場合には更新を拒絶することが出来ることを甲に予め承諾します。
します。なお、利用出来る口座のよりにます。

賃料等の引落日は、毎月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)とします。

なお、賃貸人への賃料等送金手数料は、甲の負担とし、引落時にかかります。 乙は、集金した賃料等の賃貸人への送金を「保証契約書または保証約款」に基づ

- 第3項の期日に引落しが出来なかった場合は、乙が、賃貸人に保証金(未納賃料 等相当額)を前払いします。(なお、乙は、甲及び入居者・使用者・利用者から 本物件の明護しが完了し、全ての債務が確定した後に保証債務を履行するもので あり、本項によるこの保証金の前払いは保証債務の履行として未納貢料等を弁済 するものではありません。) 引落結果の内容により、次回以降の引落しを止める 場合があります。
- 前項の場合、甲は、乙の請求に基づいて、未納賃料等及び再請求事務手数料60 10円 税制)を支払うものとします。支払い方法は、金融機関での振込みまたは コンビニエンスストア等での払込みによります。但し、振込みと払込みに要する 費用は、甲の負担とします。なお、賃料等と、更新保証料等の合計が30万円を 超える場合にはコンビニエンスストアで使用出来る払込票は発行されません。
- 甲が未納賃料等を支払い、その額が未払い債務の全額に満たないときは、以下の 順序に従って当然に充当されるものとします。但し、支払時期の古いものから順
 - に充当します。 (1) 更新保証料等、乙に対する債務
 - (2) 未納賃料等
 - その他の債務
- 8. 甲が本件委託契約締結時に賃料等を支払った月(期間)と振替開始によって乙が 賃料等を集金する予定の月(期間)との間に、賃料等未払月(期間)が発生する 場合、乙が賃貸人に対し、当該賃料等未払月(期間)の賃料等相当額の保証金を 前払いすることがあります。この場合、甲は、乙の請求に基づいて、6項と同様の方法により当該未払賃料等を支払うものとします。但し、甲は、請求と入れ違 いに賃貸人に当該賃料等を支払っているときは、その旨を乙に通知するものとし

第22条 (請求書等の郵便物の返戻等)

甲指定の住所に郵送した請求書等の郵便物が延着または到着しなかった場合には、 通常到着すべきときに到着したものとします。

同一集金口座で郵便物の送付先住所が複数有る場合には、甲の承諾無く乙は送付 先住所をそのうちの一つに変更する場合があります。

第23条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲は、乙に対し、本件委託契約期間中の何時においても、以下の各号の事実が真実であることを表明し、保証しなければなりません。

(1) 暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、その他の反社会的勢力(以

- (1)素別四、素別四関除合業素別四関除企業、総法屋、その他の及れ芸的努力(以下「反社会的勢力等」という)ではないこと。(2)反社会的勢力等が事業活動を支配し、または反社会的勢力等に不当な資金提供を行うなど、社会的に不相当な関係を有する個人または法人、その他の団体ではないこと。
- (3) 取締役、監査役、従業員が反社会的勢力等の個人または法人、その他の団体 ではないこと (4) 甲は乙に対し、もしくはその関係会社の従業員に対し、暴力、脅迫、詐術等 その他違法、または不当な手段を用いて要求行為、その他の不法行為を行わ
- 2. 甲は、前項各号の表明及び保証の内容が真実に反するおそれがあることを知った
- ときは、直ちに書面を以ってその内容を乙に通知しなければなりません。 3. 乙は、甲が1項各号の表明及び保証に違反しているおそれがあると認めるときは 何らの催告を要することなく、書面を以って通知することにより、本件委託契約 を解除し、本件委託契約に基づく一切の義務を免れることができるものとします。
- を呼吸ない、ボードを記述がに至って、新の数様のこれがもことからでありた。とか 但し、中が客観的かつ合理的な根拠を以って、1項各号の表明及び保証に違反して、 が項に定める場合のほか、甲が以下のいずれかに該当したときは、乙は、何らの 催告を要することなく、無条件で本件委託契約を解除し、本件委託契約に基づく
- -切の義務を免れるものとします。 (1) 本物件または本物件に係わる共用部分に反社会的勢力等を居住または、出入
- (2) 本物件または本物件に係わる共用部分に反社会的勢力等であることを感知さ せる名称、看板、代紋、堤灯等の物件を掲示した場合。
- 3項4項の場合において、甲は、乙が受けた損害を賠償しなければなりません。 3項4項に従い、乙が本件委託契約を解除したことにより甲が損害等を受けた場 合であっても、乙は甲に対し、何らの損害賠償等をする義務を負わないものとし ます。 3項4項に従い、乙が本件委託契約を解除した場合、乙は、既に支払いを受けた

保証料を甲に返還する義務を負わないものとします。

本件委託契約に基づく訴訟その他紛争については、本物件の所在地並びに乙の本社ま たは支店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を以って管轄裁判所としま

第25条 (その他事項)

本件委託契約に定めのない事項については、民法、その他法令及び慣行に従い、双方 誠意を持って協議、解決するものとします。

原賃貸借契約等についてのお問合せは、賃貸人または代理店にご連絡ください。 本件委託契約についてのお問合せは、日本賃貸保証株式会社にご連絡ください。 引落し・コンビニエンスストア等の支払いについてのお問合せは、ジェイアイデ

JIDトリオN 2016, 05現在

賃貸保証委託契約についてのお問合せ・ご相談は…

ィ総合管理株式会社にご連絡ください。

住所: 〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4 電話番号:03-4232-8080 営業時間:平日9:00~18:00

引落・コンビニ支払についてのお問合せ・ご相談は… 社名: ジェイアイディ総合管理株式会社 住所: 〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

電話番号:03-4232-2510 営業時間:平日9:00~18:00

社名:日本賃貸保証株式会社